

米国の関税措置に関する 日米間の合意の概要

令和7年8月
近畿経済産業局 国際部

米国の関税措置に関する日米協議：日米間の合意(米国時間7/22)(概要)

(米国の関税措置の見直し)

- **相互関税** 追加関税25% (8月1日以降) → **15% (含：MFN税率) (注)**
 (注) MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。
- **自動車・自動車部品関税** 追加関税25% → **15% (含：MFN税率) (注)**
 (注) 自動車の場合、MFN税率は2.5%。自動車の追加関税は半減。
- **半導体・医薬品関税** 仮に分野別関税が課される場合も**日本を他国に劣後する形で扱わない**

(経済安全保障面での協力)

- 日米は、日本企業による米国への投資を通じて、経済安全保障上重要な9つの分野等 (注) について、**日米がともに利益を得られる強靭なサプライチェーンを米国内に構築**していくため、緊密に連携。
 (注) 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI／量子等
- 日本は、その実現に向け、**政府系金融機関が最大5500億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供**することを可能にする。出資の際ににおける日米の利益の配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1：9とする。

(貿易の拡大)

- 日本は、以下の事項に関連する対応をとる(**農産品を含め、日本側の関税引下げは含まれていない**)。
 - バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等を含む米国農産品、及び半導体、航空機等の米国製品の購入の拡大。
 - M A 米制度の枠内で、日本国内のコメの需給状況等も勘案しつつ、必要なコメの調達を確保。
 - LNG等米国産エネルギーの安定的及び長期的な購入。アラスカLNGプロジェクトに関する検討。

(非関税措置の見直し)

- 日本は、日本の交通環境においても安全な、米国メーカー製の乗用車を、追加試験なく輸入可能とする。
- 日本は、クリーンエネルギー自動車 (CEV) 導入促進補助金の運用に関して適切な見直しを行う。

訪米中の赤澤経済再生担当大臣は、8月6日11時から約90分間、8月7日10時30分から約180分間、ラトニック米国商務長官と協議を行った。また、8月7日16時15分から約30分間、ベッセント米国財務長官と協議を行った（時間付けは全て現地時間）。

- 日米間の合意の内容を改めて確認し、その誠実かつ速やかな実施が重要であることを確認。
- 相互関税に関する大統領令の適用が開始されたが、過去一貫して、相互関税に係る合意の内容についての日米間の認識に齟齬はない（既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される）。この点について米側閣僚との間で改めて確認。
- 相互関税に関する大統領令を発出する際の米側内部の事務処理にあたって、日米間の合意に沿っていない内容の大統領令が発出され、適用が開始されたことは極めて遺憾。米側閣僚からも、今回の米側の手続きは遺憾であったとの認識の表明があった。
- 米側から、今後適時に大統領令を修正する措置をとること、及び、その際には8月7日以後に徴収される相互関税のうち、日米間の合意の内容を上回る部分について、8月7日に遡って払い戻すこと（遡及効）としたいとの説明があった。
- 米側が、相互関税に関する大統領令を修正する措置をとるとのと同じタイミングで、自動車・自動車部品関税を引き下げる大統領令を発出することも確認。

(参考) 石破総理大臣のぶら下がり会見（2025年7月23日） (抜粋)

- まさに、**関税より投資**。2月のホワイトハウスにおける首脳会談で私がトランプ大統領に提案して以来、貫して米国に対し主張し、働きかけを強力に続けてきた結果であります。**守るべきものは守った上で、日米両国の国益に一致する形での合意**を目指してまいりました。今回、**トランプ大統領との間で、まさにそのような合意が実現**するということになったものと考えております。
- 今回の合意による、品目ごとの関税率につきましては、対米輸出品目がたくさんございますので、品目ごとの関税率については、**全国約1000カ所の特別相談窓口で、丁寧にお答えができるように速やかに措置**をいたします。そのような指示を出したところであります。**中小企業・小規模事業者の方々の資金繰り等への支援**につきましても、丁寧にご相談に応じてまいるという方針でございます。
- **緊密な日米関係は、日米両国のみならず、インド太平洋及び国際社会全体の安定と繁栄に不可欠**なものあります。私とトランプ大統領との間で、**今般の合意の実施**に努めるとともに、経済のみならず、**あらゆる分野での日米関係を更に発展**させ、**自由で開かれたインド太平洋の実現**に向けて、更に取り組んでまいります。

第二次トランプ政権下での主要な関税措置（8月22日以降）

＜国・地域別関税＞根拠法：IIEPA(国際緊急経済権限法)

| | |
|-------|--|
| 相互関税 | 7月31日に公表された新たな相互関税率を適用 ・日本については、MFN税率を含み15%（ただし、15%を超えるものはMFN税率）で合意 |
| 对中国 | 追加関税率：30%（移民・薬物による追加関税20% + 相互関税10%） →（11月10日から）相互関税の国別上乗せ関税（24%）を追加、計54% |
| 対カナダ | 移民・薬物による追加関税率：35%（USMCA適合品は免除） |
| 対メキシコ | 移民・薬物による追加関税率：25%（USMCA適合品は免除） ・ 7月31日から90日間、追加関税の30%への引き上げを延期中 |
| 対ブラジル | 追加関税率：50%（対ブラジル関税40% + 相互関税10%） |
| 対インド | 追加関税率：25% →（8月27日から）ロシア産石油の輸入に関する関税（25%）を追加、計50% |

＜分野別関税＞根拠法：通商拡大法232条

| | |
|-----------|---|
| 鉄鋼・アルミ・銅 | 追加関税率：50%（派生品については含有分に対して課税） |
| 自動車・自動車部品 | 追加関税率：25% ・ メキシコ、カナダからのUSMCA適合自動車は非米国部分のみ課税、同適合自動車部品は現在無税 ・ 英国は年間10万台までMFN込みで10%、以降25%。 ・ 日本・EU・韓国については、MFN税率を含み15%で合意 |
| 半導体・医薬品 | 232条調査を実施中 ・ 日本は、仮に分野別関税が課される場合も他国に劣後する形で扱わないことで合意 |
| その他 | 木材、中・大型トラック、重要鉱物、航空機・航空機部品、ポリシリコン、ドローン、風力タービン・部品について 232条調査を実施中 |

※相互関税は、分野別関税が適用されている品目、今後適用の可能性のある品目（半導体・医薬品等）等には課されない。

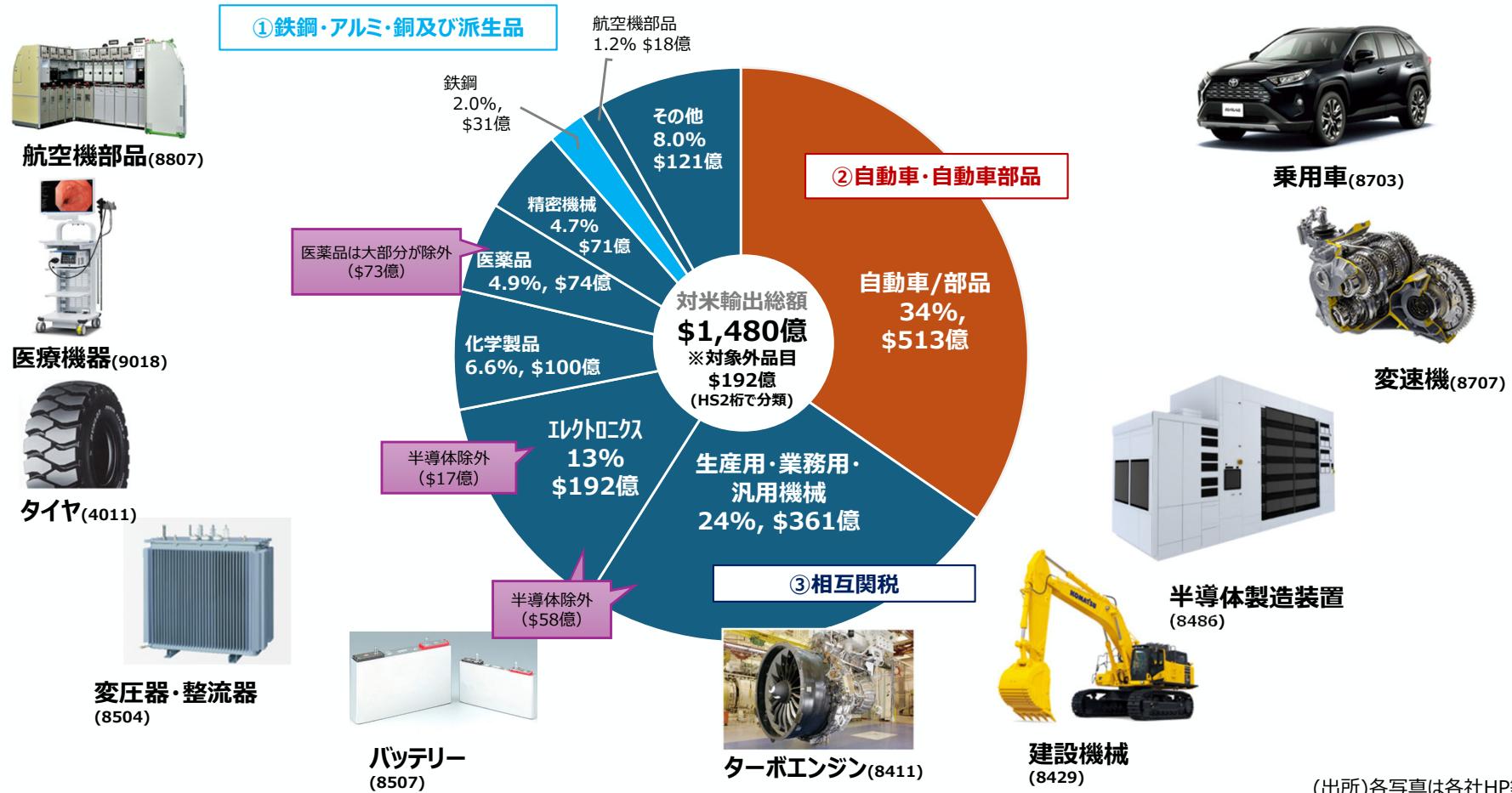
※中国に対する移民・薬物による追加関税は、分野別関税の対象品目にも課される。

※カナダ、メキシコに対する移民・薬物による追加関税は、自動車・自動車部品関税、鉄鋼・アルミ関税の対象品目には課されない。

※対ブラジル関税は、分野別関税の対象品目には課されない。

米国からの日本への輸入品目と追加関税賦課状況

- 米国政府は、①鉄鋼・アルミ・銅及び派生品、②自動車及び自動車部品への関税、③相互関税を発動。
- 相互関税除外品は、今後、個別に関税措置される可能性（半導体、医薬品等）。
- 日米両国は、米国の関税措置への対応について7月23日に合意。今後、米側において必要な措置がとられる見込み。



(出所)各写真は各社HP等より

※米国輸入統計(2024)HS 2桁で経産省作成。（）内はHS 4桁。自動車部品及び鉄鋼・アルミ・銅派生品への関税は他分類品目も一部対象である点、相互関税に除外品目がある点を考慮していない。

※木材(3/1～)、中・大型トラック(4/22～)、重要鉱物(4/22～)、航空機・航空機部品(5/1～)、ポリシリコン(7/1～)、ドローン(7/1～)、風力タービン・部品(8/13～)について232条調査が進行中